○富山県林道管理規則

昭和39年４月１日
富山県規則第26号

改正　昭和39年10月５日規則第64号
昭和41年４月23日規則第25号
昭和43年５月11日規則第25号
昭和50年４月14日規則第33号
昭和52年４月23日規則第36号
昭和54年８月31日規則第33号
昭和55年３月31日規則第20号
昭和56年３月31日規則第７号
昭和61年５月31日規則第44号
昭和62年６月１日規則第43号
平成６年３月31日規則第14号
平成６年６月30日規則第35号
平成７年６月30日規則第37号
平成９年４月９日規則第38号
平成11年３月26日規則第４号
平成12年３月31日規則第11号
平成14年９月30日規則第54号
平成15年10月17日規則第71号
平成17年５月31日規則第55号
平成19年３月15日規則第４号
平成26年３月26日規則第32号
平成31年３月15日規則第７号
令和３年３月31日規則第29号
令和４年３月25日規則第10号
令和８年３月25日規則第８号

〔富山県林道有峰線管理規則〕を次のように定め、公布する。

富山県林道管理規則

（昭39規則64・改称）

（趣旨）

第１条　この規則は、富山県林道条例（昭和39年富山県条例第51号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、富山県林道（以下「林道」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（昭39規則64・平12規則11・一部改正）

（連絡所）

第２条　知事は、林道の使用料を適正に徴収するため、連絡所を設置する。

２　連絡所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富山県林道有峰線亀谷連絡所	富山市亀谷字上平割330番地
富山県林道有峰線水須連絡所	富山市中地山字ワサヘ原割21番18の1
富山県林道有峰線東谷連絡所	富山市有峰村川谷割5番地の1
富山県林道真川線折立連絡所	富山市有峰真川谷割29番地12

（昭54規則33・平６規則14・平６規則35・平７規則37・平12規則11・平14規則54・平17規則55・平19規則４・一部改正）

（使用料等の徴収方法）

第３条　林道の使用料は、使用の開始前に納めなければならない。

２　条例別表の備考第５項の規則で定める額は、別表第１のとおりとする。

３　林道の占用料は、占用の許可をし、又は占用の協議が成立した日の翌日から起算して20日以内に当該会計年度の分の納入通知書により一括して徴収する。ただし、占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度当該年度分をその年度の始めに徴収する。

（昭62規則43・全改、平12規則11・一部改正）

（使用料等の免除）

第４条　知事は、次の各号のいずれかに該当する車両に係る使用料については、これを免除するものとする。

(1)　林道有峰線にあつては、富山市、北陸電力株式会社及び立山山麓森林組合が所有する車両、林道真川線にあつては、北陸電力株式会社が所有する車両で、その業務のために使用するもの

(2)　前号に掲げるものを除くほか、林道の使用による受益の限度において林道の維持管理の費用の一部を負担する者が、自己の所有する車両で、その業務のために使用するも

の

(3)　県が売払いした立木を搬出する車両

2　知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、占用者の申請により占用料を免除するものとする。

(1)　県が払下げをした林産物の集積場又は積載施設を設置するため、林道を占用するとき。

(2)　公共事業の工事用施設又は工事用材料置場として林道を占用するとき。

(3)　北陸電力株式会社がその業務を行うために林道を占用するとき。

（昭39規則64・昭41規則25・昭43規則25・昭61規則44・一部改正、昭62規則43・旧第５条繰上、平12規則11・平17規則55・一部改正）

（使用料の減額）

第４条の２　知事は、次の各号のいずれかに該当する車両に係る使用料については、条例別表に定める使用料の50パーセントに相当する額以内の額に減額するものとする。

(1)　身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第４項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者(当該身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者に限る。第３号において「身体障害者」という。）が自ら運転する車両（道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第１に掲げる普通自動車、小型自動車又は軽自動車のうち、自家用自動車であるものに限る。次号及び第３号において同じ。）で、当該者又はその者の親族のうち知事が認める者が所有するもの

(2)　戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第４条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者（次号において「戦傷病者」という。）が自ら運転する車両で、当該者又はその者の親族のうち知事が認める者が所有するもの

(3)　身体障害者、戦傷病者又は知的障害者（次号において「身体障害者等」という。）のうち、知事が認める者が乗車する車両で、当該者又はその者の関係者のうち知事が認める者が所有するもの

(4)　身体障害者等が乗車するバスその他の車両のうち、知事が特に必要があると認めるもの

2　前項第１号から第３号までの規定により使用料の減額を受けようとする者は、知事が別に定める事項が記載された身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は療育手帳を連絡所員に提示するものとする。

（昭61規則44・追加、昭62規則43・旧第５条の２繰上、平17規則55・一部改正）

（道路標識等の設置）

第５条　知事は、林道の構造の保全及び交通の安全を図るため、必要な場所に道路標識その他の標識を設置する。

（昭62規則43・旧第６条繰上）

（通行の禁止又は制限）

第６条　知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、林道の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて林道の通行を禁止し、又は制限することができる。この場合において、林道の起点その他必要な場所にその旨を掲示するものとする。

(1)　林道の破損、欠壊その他の理由により交通が危険であると認められたとき。

(2)　林道に関する工事のため、やむを得ないと認められるとき。

２　知事は、林道の保全を害するおそれがあると認められる車両に対しては、その通行を禁じ、又は積載物の重量を軽減、徐行その他通行の方法について必要な措置をすることを命ずることができる。

（昭62規則43・旧第７条繰上）

（禁止行為）

第７条　何人も林道において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1)　みだりに林道を損傷し、又は汚損すること。

(2)　みだりに林道に木材、土石等の物件を放置し、その他林道の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

２　知事は、前項の規定に違反した者に対し、必要な措置を講ずべきことを命ずるものとする。

（昭62規則43・旧第８条繰上）

（林道の占用の許可申請）

第８条　条例第５条第１項の規定により林道の占用許可を受けようとする者は、様式第１号による書類を知事に提出しなければならない。

２　知事は、前項の申請があつたときは、林道の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、別表第２に定める基準に適合する場合に限り、占用を許可するものとする。

（昭39規則64・一部改正、昭62規則43・旧第９条繰上、平６規則14・平９規則38・平12規則11・一部改正）

（占用更新の許可申請）

第９条　条例第５条第１項の規定により林道の占用の許可を受けた者（以下「占用者」という。）は、占用期間満了後引き続き林道を占用しようとするときは、期間が満了する日の１月前までに、様式第１号による書類を知事に提出しなければならない。

（平９規則38・追加）

（許可申請事項の変更）

第10条　占用者は、許可申請に係る事項を変更しようとするときは、様式第１号による書類を知事に提出しなければならない。

（平９規則38・追加）

（占用物件の表示）

第11条　占用者は、林道の占用を開始するときは、占用物件の見やすい場所又は占用地の見やすい場所に様式第２号による標識を掲げ、占用許可済みであることを表示しなければならない。ただし、占用物件が地下埋設物、電線等であるため標識を掲げることができない場合は、この限りでない。

（平９規則38・追加）

（占用の廃止）

第12条　占用者は、占用期間満了前に占用者の都合により占用を廃止したときは、速やかに様式第３号による書類を知事に提出しなければならない。

（平９規則38・追加）

（原状回復）

第13条　占用者は、占用の期間が満了した場合又は林道の占用を廃止した場合においては、占用施設を除去し、林道を原状に回復しなければならない。

２　知事は、占用者に対し、前項の規定により原状に回復させることが不適当と認めるときは、その措置について必要な指示を行なうものとする。

（昭62規則43・旧第10条繰上、平９規則38・旧第９条繰下・一部改正）

附　則

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　次に掲げる規則は、廃止する。

(1)　富山県林道有峰線使用料規則（昭和37年富山県規則第26号）

(2)　富山県林道有峰線管理規則（昭和37年富山県規則第28号）

附　則（昭和39年規則第64号）

改正　昭和43年５月11日規則第25号

1　この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和41年規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和43年規則第25号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和43年４月１日から適用する。

附　則（昭和50年規則第33号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和52年規則第36号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和54年規則第33号）

この規則は、昭和54年９月１日から施行する。

附　則（昭和55年規則第20号）

この規則は、昭和55年４月１日から施行する。

附　則（昭和56年規則第７号）

この規則は、昭和56年４月１日から施行する。

附　則（昭和61年規則第44号）

この規則は、昭和61年６月１日から施行する。

附　則（昭和62年規則第43号）

この規則は、昭和62年６月１日から施行する。

附　則（平成６年規則第14号）抄

（施行期日）

1　この規則は、平成６年４月１日から施行する。

附　則（平成６年規則第35号）

この規則は、平成６年７月１日から施行する。

附　則（平成７年規則第37号）

この規則は、平成７年７月12日から施行する。

附　則（平成９年規則第38号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成11年規則第４号）

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附　則（平成12年規則第11号）

この規則は、平成12年４月１日から施行する。

附　則（平成14年規則第54号）

この規則は、平成14年10月１日から施行する。

附　則（平成15年規則第71号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の別表第１の備考の規定は、平成15年４月１日以後に発行した回数券について適用する。

附　則（平成17年規則第55号）

この規則は、平成17年６月１日から施行する。ただし、第２条第２項の表及び第４条第１項第１号の改正規定は、公布の日から施行する。

附　則（平成19年規則第４号）

この規則は、平成19年４月１日から施行する。

附　則（平成26年規則第32号）抄

（施行期日）

1　この規則は、平成26年４月１日から施行する。

（富山県林道管理規則の一部改正に伴う経過措置）

4　第３条の規定による改正前の富山県林道管理規則の規定により発行した回数券でこの規則の施行の際現に効力を有するものは、この規則の施行の日以後においても、なお使用することができる。

附　則（平成31年規則第７号）抄

（施行期日）

1　この規則は、平成31年10月１日から施行する。

（富山県林道管理規則の一部改正に伴う経過措置）

4　第３条の規定による改正前の富山県林道管理規則の規定により発行した回数券でこの規則の施行の際現に効力を有するものは、この規則の施行の日以後においても、なお使用することができる。

附　則（令和３年規則第29号）

（施行期日）

１　この規則は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附　則（令和４年規則第10号）

（施行期日）

１　この規則は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正前の富山県林道管理規則の規定により発行した回数券でこの規則の施行の際現に効力を有するものは、この規則の施行の日以後においても、なお使用することができる。

附　則（令和８年規則第８号）

（施行期日）

１　この規則は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正前の富山県林道管理規則の規定により発行した回数券でこの規則の施行の際現に効力を有するものは、この規則の施行の日以後においても、なお使用することができる。

別表第１（第３条関係）

（平12規則11・追加、平15規則71・平26規則32・平31規則７・令４規則10・令８規則８・一部改正）

区分	富山県林道有峰線		富山県林道真川線	
大型車	11枚つづり	66,000円	11枚つづり	66,000円
小型車	11枚つづり	27,000円	11枚つづり	27,000円

備考　回数券は、発行日の属する年度及びその翌年度に限り有効とする。

別表第２（第８条関係）

（昭55規則20・昭62規則43・平９規則38・一部改正、平12規則11・旧別表・一部改正）

林道占用許可基準

（施設の占用の場所）

第１　占用施設を地上に設ける場合においては、その占用施設の位置は、側溝より又は路

端よりとしなければならない。

２　林道が交差し、接続し、若しくは屈曲する場所又は既設の待避所には占用施設を設けてはならない。ただし、電線については、この限りでない。

（橋りようにおける占用の場所）

第２　電柱、用排水路、導水管又は下水道を橋りようにとりつける場合においては、その占用施設の位置は、橋げたの両側又は橋床の下としなければならない。

（占用の期間）

第３　占用の期間は、条例第５条第１項第１号及び第２号に係るものについては、１年以内とし、同項第３号から第６号までに係るものについては、５年以内とする。占用の期間が満了した場合において、これを更新しようとする場合の期間についても、また同様とする。

（占用施設の構造）

第４　占用施設の構造は、林道の構造又は交通に及ぼす支障を除去するために必要な措置が講ぜられていなければならない。

２　橋りようにとりつける占用施設の構造は、橋の強度に影響を与えないものでなければならない。

３　林道上の建築限界は、次の各号に掲げるところによらなければならない。

(1)　有効高は、4.5メートルとすること。

(2)　有効幅員は、その林道の既定幅員とすること。

(3)　片勾配箇所の建築限界は、その勾配に応じ傾斜させること。

（工事の実施方法）

第５　占用に関する工事の実施方法は、次の各号に掲げるところによらなければならない。

(1)　林道の維持及び交通に支障を及ぼさないように必要な措置を講ずること。

(2)　工事現場には、さく又はおおいを設け、その他林道の交通の危険防止のために必要な措置を講ずること。

（工事の時期）

第６　工事は、交通に著しく支障を及ぼさない時期に行なうものでなければならない。

２　前項の場合において、林道を横断して掘さくする工事その他林道の交通をしや断する工事については、交通量の最も少ない時間に行なうものでなければならない。

（復旧方法）

第７　占用のため林道を掘さくした場合における林道の復旧方法は、次の各号に掲げると

ころによらなければならない。

(1)　掘さく土砂をそのまま埋めもどす場合においては、確実にしめ固めること。

(2)　掘さく土砂をそのまま埋めもどすことが不適当である場合においては、土砂の補充又は入替えを行なつた後埋めもどすこと。

(3)　砂利道の表面仕上げを行なう場合においては、路面を砂利及び土をもつて掘さく前の路面形にしめ固めること。

様式第1号(第8条―第10条関係)

林道占用許可申請書

新規	更新	変更	富山県指令　　第　　号 年　　月　　日

年　　月　　日

富山県知事　　殿

住　所
氏　名

富山県林道条例第5条第1項の規定により許可を受けたいので、次のとおり申請します。

占用の目的	
占用の場所	
占用物件	
占用の期間	年　月　日から　年　月　日まで
工事の実施方法	
工事の期間	年　月　日から　年　月　日まで
林道の復旧方法	
添付書類	
備考 (更新・変更理由)	

備考

1　「新規」、「更新」及び「変更」の欄については、該当するものを○で囲み、更新又は変更の場合には、従来の許可書の指令番号及び許可年月日を記載すること。

2　変更の許可申請にあつては、変更しようとする事項に係る欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを(　)書きすること。

3　添付書類として、占用場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付すること。

様式第２号(第11条関係)

林　道　占　用　許　可　済	
許可の年月日及び番号	年　月　日　富山県指令　第　号
占用期間	年　月　日から　年　月　日まで
占用の目的	
占用者の住所及び氏名	

注　木板又は鉄板に記載して表示する。ただし、占用物件に上記の事項を直接記載してもよい。

様式第３号(第12条関係)

年　月　日

富山県知事　　殿

住　所
氏　名

林　道　占　用　廃　止　届

林道の占用を廃止したので、富山県林道管理規則第12条の規定により次のとおり届け出ます。

占用の場所	
占用物件	
占用許可年月日及び番号	年　月　日　富山県指令　第　号
占用許可期間	年　月　日から　年　月　日まで
廃止年月日	
廃止の理由	

様式第１号（第８条―第10条関係）

（平９規則38・追加、平11規則４・令３規則29・一部改正）

様式第２号（第11条関係）

（平９規則38・追加）

様式第３号（第12条関係）

（平９規則38・追加、平11規則４・一部改正）